

最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する告示改正案の概要

新規制の背景・趣旨：

- ・ 金融危機以降、国際的な銀行の自己資本比率規制（バーゼルⅢ）について、順次見直しを実施。2017年12月、一連の規制改革を最終化する旨が国際的に合意された。内容は別紙参照。
- ・ 持続可能な経済成長を支える金融仲介機能の維持と、リスクに見合った資本賦課の適正化を図ることが目的。

実施時期：

- ・ 国際統一基準金融機関及び内部モデルを用いる国内基準金融機関については、国際合意通り、2023年3月末より適用開始。
- ・ それ以外の国内基準金融機関については、適用を1年間延長可能（2024年3月末より適用開始）。

（例）株式のリスクウェイトの段階的引上げ

	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末	26年3月末	27年3月末	28年3月末	29年3月末
国際統一基準金融機関等	100%	100%	130%	160%	190%	220%	250%	250%
それ以外の国内基準金融機関	100%	100%	100%	130%	160%	190%	220%	250%

（注）株式のリスクウェイト引上げによる地域銀行、信用金庫、信用組合の自己資本比率への影響は、地域銀行：▲0.31%、信用金庫：▲0.35%、信用組合：▲0.34%程度と見込まれる（当庁試算。いずれも250%を適用した場合の各業態の平均値。）

- リスクの適切な反映と、規制の簡素さ・比較可能性のバランスを確保。(銀行によるリスク管理の高度化に向けたインセンティブの維持。)
- 持続可能な経済成長を支える金融仲介機能の維持と、リスクに見合った資本賦課の適正化。
- 2023年より段階実施。(2028年に完全実施。)

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット(RWA)}} \geq 8\%$$

銀行間のリスク計測のばらつきを抑制するための見直し

(1)信用リスクの標準的手法の見直し

- ・ 中堅・中小企業向け債権(無格付)のリスクウェイト(RW)を引下げ(100%⇒85%)。
- ・ 株式のRWを段階的に引上げ(100%⇒250%)。

(2)信用リスクの内部モデル手法の見直し

- ・ 各銀行による内部モデルの利用範囲を制約。
- ・ デフォルト確率等の自行推計値に下限を設定。

(3)マーケットリスクの計測手法の見直し

- ・ 標準的手法はリスク感応的となるよう再設計。
- ・ 内部モデル手法は承認要件見直し等の抜本見直し。

(4)CVA(信用評価調整)リスクの計測手法の見直し

- ・ 会計やリスク管理実務を踏まえた枠組みへ見直し。
- ・ 規模・特性等を踏まえた計測手法を用意。

(5)オペレーショナルリスクの計測手法の見直し^(注1)

- ・ 内部モデル手法を廃止し、新標準的手法へ一本化。
- ・ 銀行のビジネス規模と損失実績を勘案。

(6)資本フロアの導入

- ・ 内部モデルにより算出したリスクアセット(RWA)額は、標準的手法により算出したRWA額の72.5%を下限とする(段階的引上げ(50%⇒72.5%))。

(7)レバレッジ比率の見直し^(注2)

- ・ 分母(デリバティブ取引等)の算出方法を見直し。
- ・ 最低水準(3%)について、G-SIBsには一定の上乗せ(邦銀の場合、0.5%~0.75%)。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{オンバランス・オフバランス資産の合計額}} \geq 3\%$$

(注1)国内実施案については、本年3月~4月にパブリック・コメントを実施済み。

(注2)国内実施案については、後日、パブリック・コメントを実施予定。